

# 平成29年度 国土交通大臣登録

## 「建築設備検査員講習」申込み案内

主 催 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター（講習事業部）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル 4F

・電話：03-3591-2423

・FAX：03-3591-2431

・ホームページ：http://www.beec.or.jp

・e-mail：kosyu@beec.or.jp

・最寄り駅：都営地下鉄 三田線「内幸町駅」A3 出口より徒歩1分

（土、日、祝日を除く 9:30～12:00、13:00～17:30）

多くの方が利用する劇場、ホテル、店舗、事務所、マンション等に設置されている建築設備は、事故や災害等を未然に防止するため定期的に検査を受けて特定行政庁に報告する制度があり、本講習は、その検査を行うことができる者（建築設備検査員）になるための講習です。

本講習へのお申込みには、受講資格及び添付書類が必要となります。ご確認の上、お申込み頂きますようご案内申し上げます。

### 【第1 講習開催地、日程、会場、定員等】（講習は延べ4日間）

開催地	開催日	会場	定員
東京1次	10月 3日（火） ～10月 6日（金）	砂防会館別館 1階 シェーンバッハ・砂防 （千代田区平河町2-7-4）	350名
東京2次	11月14日（火） ～11月17日（金）	浜離宮建設プラザ 10階 大会議室 （中央区築地5-5-12）	150名
大 阪	10月17日（火） ～10月20日（金）	難波御堂筋ホール 10階 大ホール （大阪市中央区難波4-2-1）	250名
福 岡	11月28日（火） ～12月 1日（金）	天神ビル 11階 （福岡市中央区天神2-12-1）	100名

〔注〕 各会場とも定員に達し次第、申込み受付期間中でも締め切りますので、希望する会場で受講出来ない場合があります。

### 【第2 講習の科目と時間】（合計：25.5時間）

科目	時間	科目	時間
① 建築設備定期検査制度総論	1時間	⑧ 電気設備	2.5時間
② 建築設備に関する建築基準法令	2時間	⑨ 給排水衛生設備	2.5時間
③ 消防法令	1.5時間	⑩ 建築設備の耐震規制・設計指針	1.5時間
④ 建築学概論〔注1（ア）〕	2時間	⑪ 建築設備定期検査業務基準〔注1（イ）〕	2.5時間
⑤ 換気設備	2.5時間	⑫ 建築設備に関する維持保全〔注1（イ）〕	1.5時間
⑥ 空気調和設備	2時間	⑬ 修了考査〔注2〕	2時間
⑦ 排煙設備	2時間		

〔注1〕 科目の免除について（科目を指定して免除することはできません）

（ア） 特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員の資格を有する方の場合、講習科目④建築学概論の受講免除を受けることができます。免除を希望される方は、各資格の証書の写し等を申込書に添えて提出して下さい。この場合、受講料の減額はありません。

（イ） 建築設備士の資格を有する方で、講習科目の一部免除を希望する場合、1日目から3日目の科目（①～⑩）を免除して、4日目の2科目（⑪⑫）と修了考査（⑬）のみ受講することができます。

なお、⑬修了考査は、講習科目の免除を受けた場合でも、全講習科目から出題されます。

〔注2〕 全講習科目を受講しないと修了考査は受けられません。（上記免除者及び昨年度の不合格者を除く）

また、30分以上の遅刻・早退が1科目でもある場合も修了考査は受けられません。

【第3 受講資格】

申込み区分		実務経験年数					
建築設備に関して必要な実務経験 <sup>※1</sup> 年数(卒業された学歴等より)							
I	①	大学 <sup>※2</sup> 職業能力開発総合大学校等	学校教育法による大学。短期大学を除く 長期課程、総合課程、応用課程	➡	卒業された学科が、《表1》に該当しているか 同等と認められる課程と確認できた場合《表2》	➡	2年以上
	②	短期大学	学校教育法による短期大学。3年制。夜間大学を除く	➡		3年以上	
	③	短期大学	②の短期大学を除く短期大学。2年制。	➡		4年以上	
		高等専門学校	学校教育法による高等専門学校。5年制。				
		専修学校	専門課程。2年以上。				
	④	職業能力開発総合大学校等	特定専門課程、専門課程	➡		7年以上	
		高等学校	学校教育法による高等学校。通信制・夜間含む。				
		職業能力開発促進センター等	普通課程 <sup>※3</sup>				
		専修学校	③の専修学校以外の専修学校で専門課程				
	⑤	実務経験のみ	➡	建築設備に関して11年以上の実務経験			
	⑥	特定行政庁の職員	➡	建築設備の行政(確認申請業務等)に関して2年以上の実務経験			
	⑦	・①～⑥までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する ・外国の大学等で同等の学科を履修し、実務経験を有する <sup>※4</sup>	➡	①～⑥までの実務経験と同じ			
	⑧	一級建築士、二級建築士の資格を有する <sup>※5</sup>					
	⑨	建築設備士の資格を有する					
II	建築設備士の資格を有する	講習科目の一部免除を希望する場合	➡	科目の免除(最終日3科目のみ受講)			
III	昨年度の不合格者	昨年度に全科目を受講し、不合格。(修了考査のみ受けた方は除く)	➡	修了考査のみ受講 <sup>※6</sup>			
IV	一級建築士、二級建築士の資格を有する		➡	聴講 <sup>※7</sup> (考査を除く講義のみ受講)			

※1 建築設備に関して必要な実務経験

この講習の実務経験とは、建築基準法に基づく建築設備に関する実務をいいます。

また、建築設備に関する業務であっても、点検・検査等の立会いのみ行う方、庶務、会計、労務、営業等建築設備に関する知識及び技能を必要としない方、業務全体の関連が少ない方又は、パートタイム就労者等（雇用保険の被保険者等を除く）は実務経験に含みません。

※2 大学院の場合は、大学院・大学を通して表1又は表2に該当する学科を取得している必要があります。

※3 区分I④ 職業能力開発促進センター等の課程は普通課程のみです。短期課程を卒業の場合は、実務経験は11年以上必要となります。

※4 外国の大学等で同等の学科を履修し卒業された場合、「卒業証明書」又は「卒業証書」の写しに和訳を付けて提出して下さい。

※5 修了考査を受けなかった場合又は修了考査を受けて合格点に達しなかった場合には、「聴講証書」は発行しません。

※6 修了考査のみの受講が出来ます。全科目の受講を希望する場合、区分I(51,840円)での申込みとなります。その場合、申込書類等はすべて必要となります。

※7 講義のみの受講を希望した聴講者（修了考査を受けることはできません。）には、講習終了後「聴講証書」を発行致します。ただし、聴講番号では検査報告等は出来ません。

《表1》 正規の建築学・機械工学・電気工学としてそのまま適応する学科名

種別	正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程 と同等と判断する学科名(各種分類共通)				
	建築・ 設備系	建築工学科	建築学科	建築科	建築デザイン工学科
建築設備学科		建築設備科	設備工業科	設備システム科	衛生工学科
機械系	機械工学科	機械学科	機械科	機械システム工学科	機械情報工学科
	機械情報技術学科	機械電気工学科	生産機械工学科	精密機械工学科	応用機械工学科
	動力機械工学科				
電気系	電気工学科	電気学科	電気科	電気技術科	電気工作科
	電気電子工学科	電気電子システム工学科	電気電子情報工学科	電子工学科	電子学科
	電子化	電子情報工学科	電子情報電気工学科	電子・情報工学科	電子機械工学科
	電気通信工学科	電気通信学科	電気通信科	通信工学科	電子通信工学科
	情報通信工学科	情報電子工学科			

《表2》

【表1】以外の学科で正規の「建築学」、「機械工学」、「電気工学」と同等と認める課程	「単位修得証明書」又は「成績証明書」（卒業された学校から取得）の提出により、同等であることが確認できた場合。
---	--

※卒業された学科が該当するか不明の場合は、事前に上記書類を用意して、お問い合わせ下さい。

## 【第4 受講料】

申込み区分 (I)	51,840円 (消費税込み [テキスト代を含む])
申込み区分 (II)	32,400円 (消費税込み [テキスト代を含む])
申込み区分 (III)	10,800円 (消費税込み [テキスト代を含まず])
申込み区分 (IV)	51,840円 (消費税込み [テキスト代を含む])

[注1] テキスト代は、8,640円 (消費税込み)

[注2] 受講料は申込みの際、同時に納金して頂きます。

申込み受理後に、自己の都合により受講されなかった場合及び受講後に受講取消となった場合、既納の受講料は原則返金致しません。

ただし、申込み後に受講資格がないと判定された方には、受講料を返金致します。

[注3] 振込手数料は、申込者の方のご負担となります。

[注4] 会場定員超過により受講をお断りする場合、受講料は全額返金致します。

## 【第5 受講申込み手続き】

1. 申込み受付期間：平成29年5月26日(金)～7月25日(火) 必着

※各会場とも定員に達し次第、申込み受付中でも締切とさせていただきます。

※申込み状況は、当財団のホームページに掲載します。

2. 申込み方法

① 「受講料」は別紙「払込取扱票」を使用し振込して下さい。

※「振替払込請求書兼受領証」のコピーを所定の場所に貼付して下さい。

② 「申込書」等提出書類一式を簡易書留等で下記まで送付して下さい。

※普通郵便等で送付の場合、書類の未着に関しては一切責任を負いません。

[注] 「申込書等提出書類一式」及び「受講料」の両方が届いた時点で、申込み受理となります。

### 《書類送付先》

〒105-0003

東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル 4F

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 講習事業部

「建築設備検査員講習 受付係」宛